

丸善織物株式会社 行動計画

＜次世代法＞

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和5年9月1日 ～ 令和7年12月31日

2. 目標と取組内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

女性社員・・・育児休業希望者の取得率 100%を継続し、
育休明け復帰率 100%を目指す

男性社員・・・育児休業等の制度利用実績 1 名以上にあること

■令和 5 年 9 月 社内規定や法制度について全体へ周知する

■令和 5 年 9 月～ 取得希望者に向けた個別説明会を実施する

目標2：計画期間終了時に年次有給休暇の取得率を 50%以上とする。

■令和 5 年 9 月 年次有給休暇の取得状況について実態を把握

■令和 5 年 9 月 年 5 日の有給休暇は完全取得とし、積極的に取得を促します

■令和 6 年 9 月～ 取得状況のとりまとめと状況に応じたフォロー

＜女性活躍法＞

職業生活と家庭生活とを両立し、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うとともに女性の活躍に必要なワークライフバランス、職場環境設備を目的とした行動計画を次のように策定する。

1. 計画期間

令和5年9月1日 ～ 令和7年12月31日

2. 目標と取組内容

目標：ワークライフバランスの推進のため、労働生産性を向上させ、時間外労働時間の 20%削減を目指す。

＜対策＞

■令和 5 年 9 月 仕事の棚卸を行い、業務の見える化をすることで、効率化できる作業を検討する

■令和 5 年 12 月～ 効率化に向けた計画を策定し、実行に移す